

技能証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

3. 実地試験のみ受験する必要がある者

〔再実地の申請者、技能証明等の既得者の場合〕

(1) 実地試験受験申込時

(ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 航空経歴書 ----- 1 通

操縦士、航空機関士及び航空士の場合は、飛行日誌(Logbook)の最新の飛行時間 50 時間以上（自家用操縦士においては 40 時間以上、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空機については 15 時間以上の飛行時間）を含む部分のコピーを添付すること。

整備士の場合で実地試験の受験希望月に学科試験の合格通知日から 2 年を超える可能性がある者が再実地を申請する場合は、規則第 48 条に示す必要な整備の経験を記載すること。

(エ) 住民票（本籍の記載されたもの。）----- 1 通

(オ) 学科試験結果通知書の写し（再実地を受ける者）----- 1 通

(カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

(キ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通

※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験当日にパーマネントライセンスの写しの提出が必要

(ク) 実地試験不合格通知書の写し（再実地を受ける者）----- 1 通

(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

(ア) 実地試験成績報告書----- 1 通

(イ) 写真----- 1 葉

〔 受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したもの。〕

裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。

タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。

(ウ) 既得技能証明書（現物確認のため）

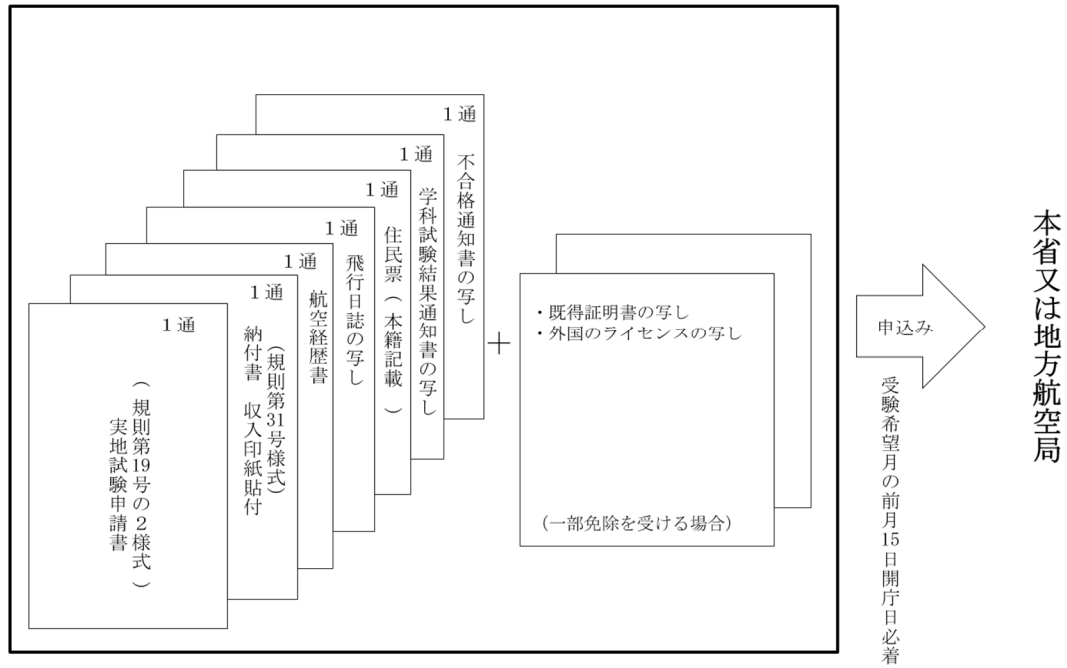
(エ) 外国のライセンス（現物確認のため）

※ 実地試験受験申込時にテンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の写しを提出した場合は、パーマネントライセンスの写しも提出すること

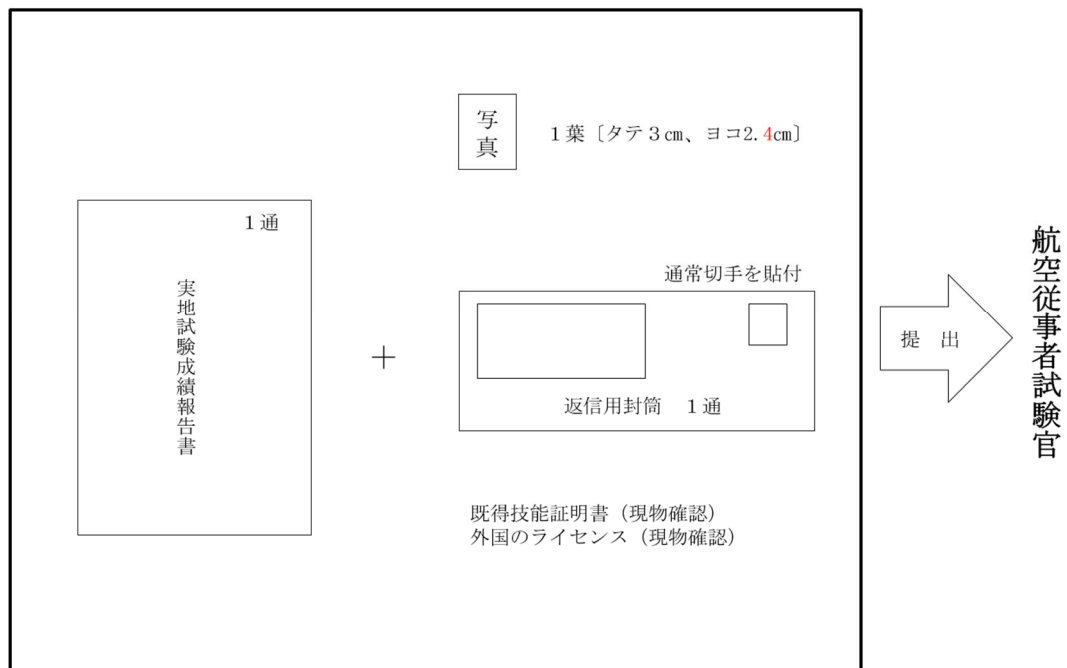
(オ) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用）----- 1 通

〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験申込時



技能証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合

4. 学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要のない者

〔航空通信士、動力滑空機に係る自家用操縦士（自家用操縦士（飛：陸上単発）と事業用操縦士（上級滑空機）の技能証明を併有する場合のみ）の場合〕

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通

(イ) 写真 ----- 1 葉

（ 受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したもの。
裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。
タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。 ）

(ウ) 航空経歴書（操縦士の場合に限る。） ----- 1 葉

（ 操縦士の場合は、2 時間以上の滑空及び 5 回以上の滑空に
よる着陸を含む部分の飛行日誌 (Logbook) のコピーを添付す
ること。 ）

(エ) 住民票（本籍の記載されたもの。） ----- 1 通

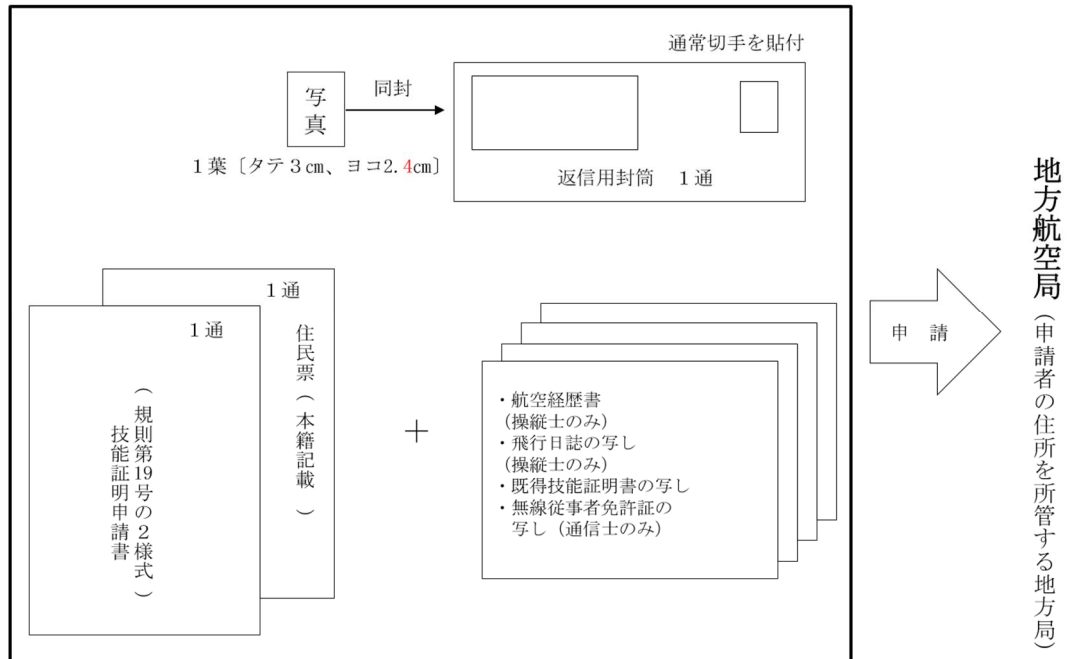
(オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

(カ) 無線従事者免許証の写し（航空通信士の場合に限る。） ---- 1 通

(キ) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付
書送付用） ----- 1 通

〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

交付申請時



技能証明申請書類 申請資格：自家用操縦士（外国のライセンス切替）

技能証明等の申請に必要な書類は次のとおりとする。

技能証明申請（提出書類はすべて A 4 サイズとする。ただし、公的機関から発行されたものを除く。）

○ 型式限定を必要とする場合は、学科及び実地試験の両方を受験する必要があるのでページ 8 を参照。

CBT 化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及び CBT 事業者等の HP において当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

1. 学科試験のみ受験する必要がある者

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号様式）----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 外国ライセンスの写し ----- 1 通

※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、学科試験日の前日（開庁日必着）までにパーマネントライセンスの写しの提出が必要

(エ) 返信用窓付封筒

受験申請受理通知書及び結果通知書送付用（通常切手を貼付） ---- 2 通
指定の窓付封筒

(2) 学科試験受験時

(ア) CBT 事業者が指定する本人確認書類----- 1 式
〔持参しなかった場合は受験できない。〕

(3) 交付申請時（(1) の申請書提出日から 2 年以内）

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
〔実地試験免除申請用。申請書の外国ライセンス欄に国名、資格及び番号を記入〕

(イ) 住民票（本籍の記載されたもの。）----- 1 通

(ウ) 写真----- 1 葉

〔 受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したもの〕
タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。

(エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通

(オ) 航空経歴書 ----- 1 通

(カ) 飛行日誌 (Logbook) のコピー (光学的方法により複写したもの) -- 1 通

① 飛・回（最新の飛行時間 40 時間以上が含まれていること。野外飛行、夜間飛行及び実地試験を受けた部分並びに回転翼を申請す

る者はオートローテーションによる着陸が含まれていること。)

※ 野外飛行(単独飛行 5 時間、270km(回は 180km)、2 回の生地着陸)

※ 夜間飛行(同乗教育、離陸着陸及び航法を含む。)

② 上級滑空機(最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空 3 時間以上、曳航滑空 30 回以上、失速からの回復)

③ 曳航装置なし動力滑空機(最新の項及び実地試験を受けた部分、野外 120km で 1 回以上の生地着陸、単独滑空 3 時間以上で 10 回以上の滑空着陸、15 時間の単独動力飛行、10 回以上の発動機作動着陸、失速からの回復)

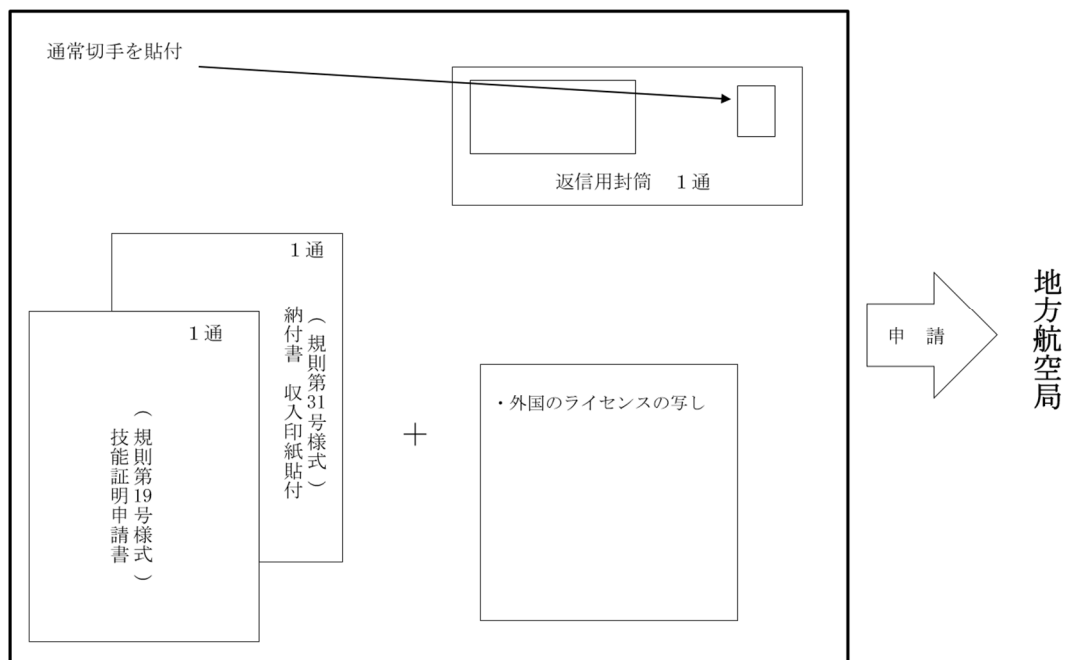
④ 曳航装置付き動力滑空機(最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空 3 時間以上で 10 回以上の滑空着陸、15 時間の単独動力飛行、10 回以上の発動機作動着陸、曳航滑空 30 回以上、失速からの回復)

(キ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通

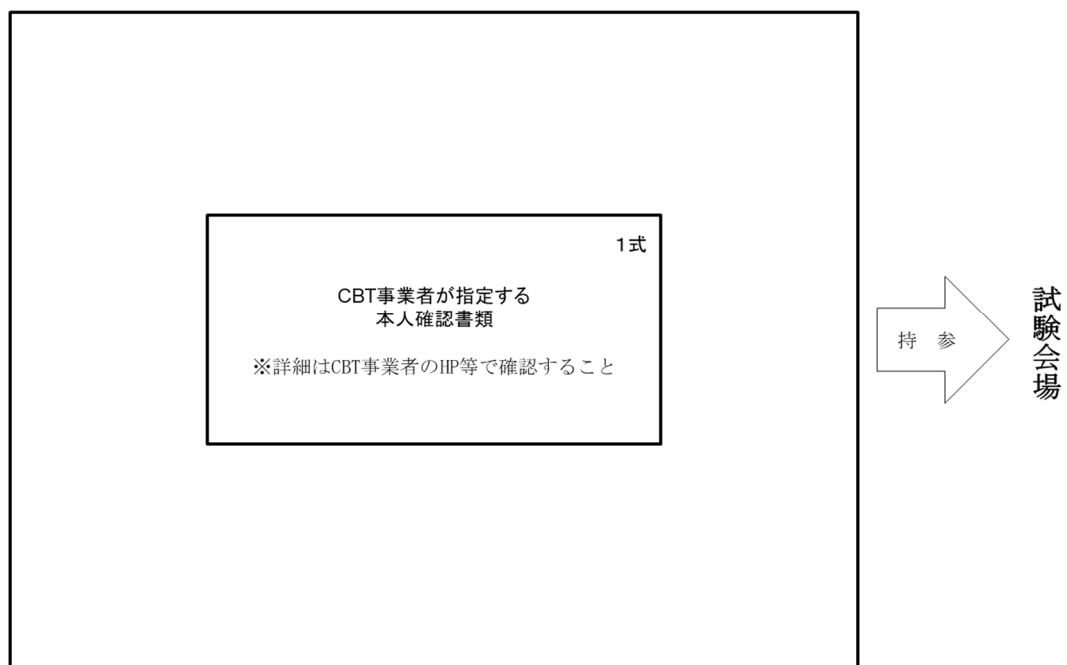
(ク) 返信用窓付封筒(技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用)----- 1 通

[指定封筒(通常切手を貼付)]

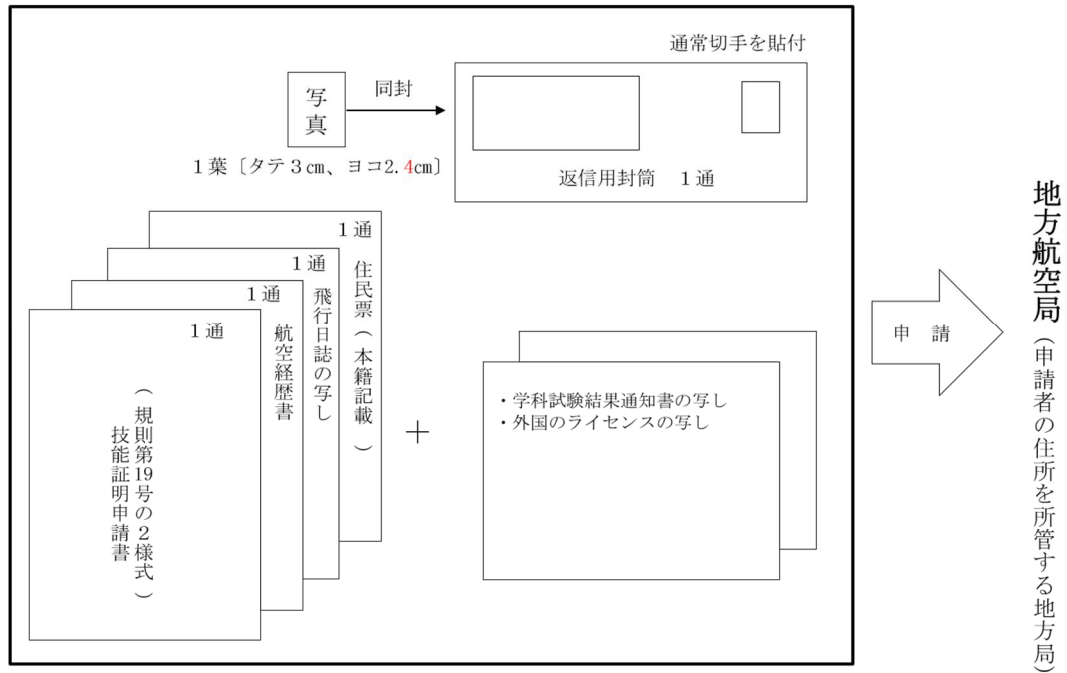
学科試験受験申込時



学科試験受験時



交付申請時



2. 学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要のない者

例：既得の我が国の技能証明により、学科試験のすべてが免除される場合

(1) 交付申請時

- (ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
〔学科及び実地試験免除申請用。申請書の外国ライセンス欄に国名、資格及び番号を記入〕
- (イ) 修了証明書（航空大学校、指定養成施設のみ。）----- 1 通
- (ウ) 住民票（本籍地の記載されたもの）----- 1 通
- (エ) 写真----- 1 葉
〔申請前 6 ヶ月以内で脱帽、上三分身、無背景を写したもの。
タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。〕
- (オ) 航空経歴書 ----- 1 通
- (カ) 飛行日誌 (Logbook) のコピー (光学的方法により複写したもの) -- 1 通
 - ① 飛・回（最新の飛行時間 40 時間以上が含まれていること。野外飛行、夜間飛行及び実地試験を受けた部分並びに回転翼を申請する者はオートローテーションによる着陸が含まれていること。）
※ 野外飛行（単独飛行 5 時間、270km（回は 180km）、2 回の生地着陸）
※ 夜間飛行（同乗教育、離陸着陸及び航法を含む。）
 - ② 上級滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空 3 時間以上、曳航滑空 30 回以上、失速からの回復）
 - ③ 曳航装置なし動力滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、野外 120km で 1 回以上の生地着陸、単独滑空 3 時間以上で 10 回以上の滑空着陸、15 時間の単独動力飛行、10 回以上の発動機作動着陸、失速からの回復）
 - ④ 曳航装置付き動力滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空 3 時間以上で 10 回以上の滑空着陸、15 時間の単独動力飛行、10 回以上の発動機作動着陸、曳航滑空 30 回以上、失速からの回復）
- (キ) 既得の我が国の技能証明書の写し ----- 1 通

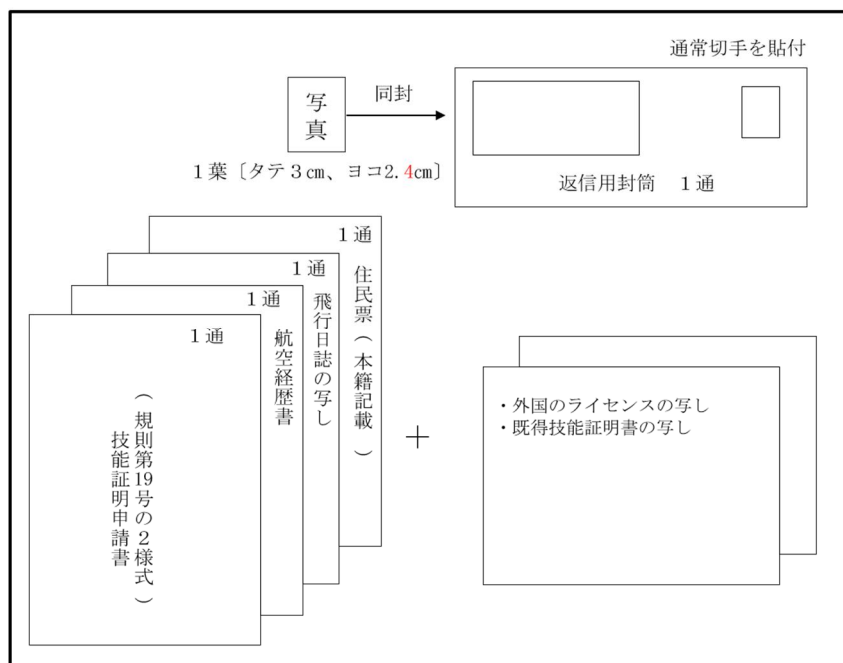
(ク) 外国のライセンスの写し ----- 1 通

(ケ) 返信用封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用

----- 1 通

〔指定の窓付封筒（通常切手を添付）

交付申請時



地方航空局
(申請者の住所を所管する地方局)

IV 申請書類 限定変更申請

限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

限定変更申請（提出書類はすべて A 4 サイズとする。）

CBT 化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及び CBT 事業者等の HP において当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

整備士の等級の限定変更（ピストン→タービン、タービン→ピストン）、滑空機に係る操縦士若しくは整備士の等級の限定変更（上級滑空機又は中級滑空機から曳航装置なし動力滑空機又は曳航装置付き動力滑空機への場合のみ）又は航空工場整備士に係る業務の種類
の限定変更の場合

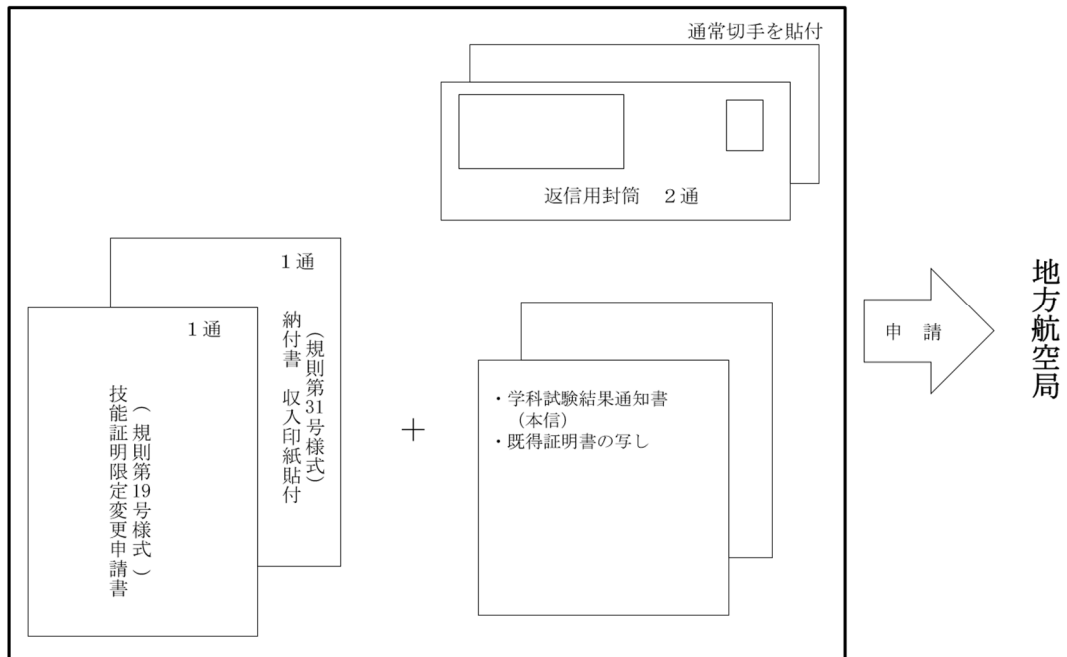
(1) 学科試験受験申込時

- (ア) 技能証明申請書（規則第 19 号様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 規則第 48 条の 2 により、学科試験の科目免除を申請する者にあつては、規則第 47 条の学科試験結果通知書（本信）----- 1 通
- (エ) 規則第 49 条により、申請に係る資格以外の技能証明書を有する者が試験の免除を申請する場合には、当該既得の技能証明書の写し ----- 1 通
- (オ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用） ----- 2 通
〔指定封筒（通常切手を添付）〕

(2) 学科試験受験時

- (ア) CBT 事業者が指定する本人確認書類----- 1 式
〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時



学科試験受験時

